

瀧上中学校いじめ防止基本方針

令和2年4月

山口市立瀧上中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるべき行為ではない。

また、教職員はいじめに対して、毅然とした態度で指導していく必要があり、被害生徒や加害生徒をはじめ、周りではやしたてる観衆や見て見ぬふりをする傍観者に対しても心に寄り添いながら指導していくことが大切である。

さらに、いじめを防止するためには、学校・家庭・地域がいじめに関する課題意識を共有するとともに、それぞれが役割を認識して対応することが必要であり、子ども自らも安心して暮らせる豊かな社会や集団を築き、いじめを許さない風土づくりを進めなければならない。

そこで、本校では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条の規定により、国、県、市の各基本方針を参考にして、本校の実態や実情を踏まえ、いじめ防止等の取組についての基本的な事項や取組等について定めた「潟上中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項要約）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行うこととする。

この際、いじめには多様な形態があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」とある要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが大切である。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。

- ◆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆金品をたかられる
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 求められる責務

① 学校及び教職員の責務（法第8条より）

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。

② 保護者の責務等（法第9条より）

子どもがいじめを行うことのないよう指導するとともに、学校や教育委員会が講ずるいじめの防止等のための措置に協力する。また、子どもがいじめを受けた場合には、適切に保護する責務がある。

(3) いじめ防止に関する基本理念

『いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる』という認識をもつことが重要である。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」や「いじり」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」や「いじり」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあるため、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査(2013～2015)の結果によれば、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、被害経験を全くもたなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が被害や加害を経験していると報告されている。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団における構造上の問題(無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立て面白がる存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成することが大切である。

いじめの問題については、「いじめは人間として、絶対に許されない」との意識を生徒、教職員、保護者、地域で共有し、子どもたちを「加害者にも、被害者にも、観衆にも、傍観者にもしない」ために、社会全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要である。中でも学校は、誰もが安心・安全を共有でき、共に成長しあえる教育環境でなければならない。

また、「いじめ」の中には、生徒の生命や心身に重大な影響を及ぼすものもあるため、学校は、「いじめ」を確認(認知)した場合は、全校体制で迅速・的確・丁寧な対応を行う。また、事案によっては犯罪行為として取り扱われるべきと認め、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合には、直ちに警察に通報し対応するものも含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向へ配慮した上で、

いじめの四層構造			
被害者			
加害者			
観衆(周りではやし立てる者)			
傍観者(見て見ぬふりをする者)			

早期に警察と連携した対応を取り、いじめが確実に解決するまで、粘り強く取り組むことが重要である。

前述したように、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」ものであるとの危機意識を常にもち、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、『未然防止』『早期発見』『早期対応』に取り組まなければならない。

(4) 学校基本方針

～未来の自己実現をめざした人間形成を図る教育の推進～

◎重点指導事項

- ①「大きな声で挨拶をし、校歌を歌うこと」
- ②「目を見て聞き、話すこと」
- ③「けじめをつけて行動すること」
- ④「家庭学習に励むこと」

(5) めざす子ども像

- 【 自主 】 ・正しい判断ができ、自ら学ぶ生徒
- 【 協同 】 ・思いやりの心を持ち、励まし鍛えあう生徒
- 【 責任 】 ・健やかな心と体を持ち、進んで責任を果たす生徒
・夢を抱き、たくましく生き抜く生徒

2 具体的な取組

(1) 「潟上中学校いじめ防止基本方針」の策定

国や県の基本方針、山口市いじめ防止基本方針を参考にして、いじめの防止等の取組を行う基本的な方針や、取組の内容等を「潟上中学校いじめ防止基本方針」として定める。

学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
(「いじめ防止対策推進法」第13条)

【学校いじめ防止基本方針を定める意義】

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応を行なう。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ③ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につなげる。

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

【学校いじめ防止基本方針の公開】

学校で作成された「学校いじめ防止基本方針」は、学校だよりや学校ウェブサイト等で公開するなどして、生徒や家庭はもとより、地域への周知も積極的になされなければならない。

【学校いじめ防止基本方針の評価】

各学校においては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見や早期対応のマニュアルの実行、定期的に必要に応じたアンケート、個人面談や保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況の評価する。各学校は、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図らなければならない。

（２）校内体制の確立

① 「いじめ対策委員会」の設置（法第22条より）

ア 趣旨

本組織を、学校におけるいじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」など、組織的な対応を行うための中核組織として設置し、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図る。

イ 構成メンバー

校長・教頭・教務主任・該当学年主任・生徒指導主任・教育相談担当・各学年生徒指導担当・養護教諭・スクールカウンセラー、複数の教職員等により構成する「いじめ対策委員会」を設置する。この委員会には、可能な限り外部専門家を参画させるなどして、実効性のある委員会とする必要がある。また、組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が複数の目による状況の把握を行なう。

ウ 取組内容

- ・ いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」への組織的な対応
- ・ いじめ相談、通報の窓口としての役割
- ・ 潟上中学校いじめ基本方針の見直し
- ・ いじめ、いじり（の疑い）を発見した場合の緊急会議及び組織的な対応
- ・ 家庭や地域、関係機関との連携
- ・ 教育委員会等へのいじめの報告

② 指導体制の強化

ア いじめの対応に温度差が生じないように、全教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む。

イ 全教職員が、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを共通認識するとともに、いじめの基本的な対応について理解しておく。

ウ 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、平素から、管理職等への報告・連絡・相談を確実にを行うことを徹底する。また、状況に応じて、速やかに「いじめ対策委員会」を核として組織的に対応する体制を整備しておく。

③ 教育委員会への報告・相談

ア いじめ速報・続報カードにより市教育委員会に報告する。

イ 重大事態が発生した場合は、市教育委員会と連携した対応を行う。

(3) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。「いじめは人間として、絶対に許されない」という意識を徹底するとともに、互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、学校全体で組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(4) 心の教育の充実といじめへの正しい理解

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育等の推進を徹底する。生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようにし、生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができ、それが様々な場面で具体的な態度や行動にあらわれることをめざす。

さらに、生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動に取り組ませる。また、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさや社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や様々な体験活動等を積極的に推進する。

② 生徒の主体的な活動の推進

道徳の授業はもとより、学級活動や生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を行う。また、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、生徒の主体的な活動を推進する。

③ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

国や県、市の基本方針及びいじめの問題に関する通知等を周知徹底するため、あらゆる機会を使って啓発活動等を行う。

また、保護者や地域に広くいじめの問題やいじめ問題への取組に関する理解を深めるために、各学校においてコミュニティ・スクールや地域協育ネットの取組、PTAや地域の関係団体等と連携を図り、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を行っていく。

(5) いじめの『未然防止』に向けた具体的な取組

学校は、全ての生徒や教職員が安心・安全に生活できる場、全ての生徒や教職員の基本的な人権が保障される場でなければならない。そのため、学校は、いじめの『未然防止』に向けて、生徒が互いに心を通じ合わせることができるよう、コミュニケーション能力の育成に努

め、授業や行事に主体的に参加し活躍できる集団づくりを行うとともに、生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることが大切である。

① 生徒指導や教育相談等の充実・強化

いじめの問題を根本的に解決するためには、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなど、開発的・予防的な生徒指導の推進が大切である。

そのためには、生徒の状況等について日頃から教職員間で、共通理解を図るとともに、生徒指導における校内体制を整備し、併せて、生徒指導や教育相談、授業研究や事例研究等、年に複数回、積極的にいじめ問題に関する校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施しなければならない。また、体罰や言葉による暴力を絶対に行わないこと等、人権意識を高めることも重要である。

② 指導上の配慮が必要な生徒への対応

ア 発達障害を含む、障害のあると思われる生徒に係るいじめについては、教職員が、それぞれの生徒の障害特性を理解するとともに、個別の教育支援計画や指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことも必要である。

イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員や生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

エ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒等（以下「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

③ 生徒間の人間関係づくり

ア 生徒会等による主体的活動の充実

イ A F P Y等の体験活動の導入

ウ ソーシャルスキルトレーニング、アンガーマネジメントの実施

④ 認め合い、支え合い、学び合う取組の実施

ア 各教科、領域、休憩時間、給食、清掃、部活動等すべての教育活動で展開

イ 確かな学力の定着、生徒の居場所づくり

ウ 道徳教育

いじめを「見抜く」「許さない」「傍観しない」雰囲気づくり

エ 人権教育

「人権尊重」「生命に対する畏敬の念」等の意識の醸成

生徒の人権に配慮した教職員の言葉遣いの徹底

オ 情報モラル教育

情報化社会に必要な態度や知識・判断力の育成

⑤ A F P Yの理念にそった授業改善の推進

ア 「安心・安全」「課題設定」「ルール」「コミュニケーション」「達成感」の5つの視点からの授業改善

イ 体験活動による人間関係づくり

ウ 「安心・安全」への配慮と指導の徹底

⑥ 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることなどを正しく理解させるための研修等を行う。

⑦ 家庭・地域社会との連携

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要である。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTAや地域の関係団体と共に協議する機会を設け、学校基本方針の共通理解を図りながら、情報交換や協力の要請を行う。

そのため、学校では、家庭・地域に対して、学校の相談窓口を周知するとともに、寄せられるいじめに関連すると思われる情報に対し、迅速に誠意ある対応を行うことが大切である。

学校は、日頃から、学校基本方針に基づくいじめの問題に対する姿勢や取組を、機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や、協働した取組への理解を求めるとともに、地域に対しても、生徒の実態等を積極的に知らせ、いじめの問題に対する関心を高め、学校の取組への連携を図るなどして、日頃からの信頼関係づくりが必須である。

⑧ 異校種間（幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校）との連携

K P Pにより校区内の小小、小中連携を行う。また、生徒指導主任会、地区別連絡協議会等により情報交換を定期的に行う。

⑨ 自殺予防教育の導入

近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、生徒が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、生徒が自ら命の危機を乗り越える力、生徒同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける「自殺予防教育」について、その必要性が高まっている。

自殺予防教育を実施するためには、予想外の危険な事態が起きないようにする十分な準

備が必要であり、価値観を一方的に押しつけるような教育ではなく、危機に陥った子どもが適切な助けを得られるような配慮することが重要である。

自殺予防教育を実施するに当たっては、次の3つの前提条件について十分に検討しておく必要がある。

ア 関係者間の合意形成

イ 適切な教育内容

ウ ハイリスクの子どものフォローアップ

(6) いじめの『早期発見』に向けた具体的な取組

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、いじりとして遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを全ての教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめにつながるという認識をもって、早い段階からの確に関わりをもつことが大切である。いじりと思われる行為を軽視したりすることなく、いじめとして積極的に認知し、速やかに情報共有をすることが必要である。

このため生徒に関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的な取組の第一歩である。学校は、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう細心の注意を払うとともに、週1回の生活アンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、積極的にいじめの実態把握に取り組むことが大切である。

また、いじりと言われる行為について、いじりといじめの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。いじりを受けた生徒が嫌な思いや苦痛を感じていればいじめであり、いきすぎたいじりに対しては、適切な指導が行われなければならない。そのため、いじりの背景にある事情等の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目した対応が必要である。

いじめの認知力を向上させ、早期発見に繋げるためのいじめの分類として、次のような3つのレベルが示されている。認知されたいじめのレベルを共通理解する教師集団でなければならない。

【レベル1】日常的衝突としてのいじめ

社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らしいじめと認知すべきもの。

【レベル2】教育課題としてのいじめ

生徒間のトラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、また、いじめに起因して生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

① 校内指導体制の確立

いじめは、外から見えにくいことが多いため、「いじめ対策委員会」が中核となって、すべての教職員が連携・協力して早期に発見することが必要である。

ア 複数の教職員による指導体制（組織的対応）

- ・ 担任だけでなく、副担任や教科担当教員、養護教諭や部活動顧問等との連携
- ・ 学校栄養職員や学校事務職員、ＳＣ等も含めたすべての教職員が関わる連携体制の確立

イ 情報共有の徹底

- ・ 全校体制で生徒の情報収集、実態把握、情報共有化
- ・ 日記や生活ノート、教育相談、「Ｑ－Ｕ(注1)」「Ｆｉｔ(注2)」等の実施
- ・ 「いじめは外から見えにくい」ことを踏まえ、より多くの情報が寄せられるような体制づくり
- ・ 全校体制で、生徒の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、記録等にまとめるとともに、すべての教職員による情報共有の徹底

(注1) 「Ｑ－Ｕ」とは、Questionnaire-Utilities(楽しい学校生活を送るためのアンケート)の略。学級集団の状態や、生徒一人ひとりの意欲・満足感などを測定できるアンケート。

(注2) 「Fit」とは、中学生の期待、不安、学校との関わりについて、「友人関係」「安心感」「教師との関係」等の7つの側面について多角的にアプローチするアンケート。

ウ 教育相談担当教員・養護教諭の役割の明確化

- ・ 教育相談担当教員、養護教諭を「いじめ対策委員会」に加えるなど、校務分掌上、適切に位置付け、ＳＣ等、専門家と緊密な連携を図る。

② アンケート等による生徒理解と実態把握

生活アンケートや生徒の日記生活ノートの記述、教職員の観察等による『実態の把握』が大切である。アンケート調査は、情報収集や実態把握の目的を果たすとともに、実施者に対する教育・啓発機能をもつため、その趣旨(狙い)の明確化やアンケートの(事後)活用宣言、記入方法の工夫や記入時間の確保、事実記入をする生徒と教員の信頼関係とその場の確保が必要である。

《生徒のサインを見逃さないための取組》

ア 「誰にも相談できない生徒がいるのではないか」との認識の下、日常の観察や短い間隔で実施する生活アンケート、「Ｆｉｔ」などの客観テストの実施により、総合的に内面の変化をとらえ、個別の教育相談を実施する。

イ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して、生徒が発するサインを鋭くとらえる。

ウ 生徒に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに努めるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。

エ アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。

③ 教育相談の充実

定期・臨時教育相談や学級担任以外の教職員を活用した選択相談、教職員による観察や情報共有による『早期発見と個別対応』が大切である。教育相談担当教員や養護教諭等を中心として、スクールカウンセラー(S C)やスクールソーシャルワーカー(S S W)※注3等の外部人材等も活用して校内の教育相談体制を充実させる。

S CやS S Wの有効な活用のためには、生徒や保護者に校内の相談窓口について周知し、不安や悩みを受け止める体制(相談体制)が整っていることを知らせる必要がある。

※注3 S C・S S W導入の背景と職務内容

複雑化、多様化する社会の中であって、不登校やいじめ、暴力行為等の問題行動や子供の貧困、虐待等、生徒が抱える課題も多様化している。また、災害及び突発的な事件・事故等に見舞われることもある。このような、生徒が抱える課題の解決に向け、学校の教育相談体制の充実が求められるなかで、学校だけでは課題への対応が困難な場合も多いため、個から集団・組織までを視野に入れた心理的な支援を行う高度な専門性を備えた人材(S C)の登用が求められている。また、生徒の置かれている環境に課題がある事案もあり、その環境の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と連携して対応することが求められているため、福祉の専門家であるS S Wの役割に大きな期待が寄せられている。

S Cは、学校の教育相談体制や生徒指導体制の中で、心理の専門家として生徒や保護者、教職員に対し、心理に関する専門的見地からカウンセリングやアセスメント(見立て)、コンサルテーション(専門家による助言・援助を含めた検討)等を行う。また、学校全体を支援するという視点を持ち、個々の生徒の不登校や問題行動等への対応のみならず、コミュニケーションの取り方やストレスマネジメントに関する心理教育、学級環境の調整や教職員へのカウンセリングマインドに関する研修等にも積極的に活用することができる人材である。

S S Wは生徒のニーズを把握し、個人に働き掛けるだけではなく、学校組織などの仕組みや家庭の生活環境、個人と環境との関係性にも働き掛ける視点をもっている。その活動目標は、生徒の一人ひとりのQOL(生活の質)の向上とそれを支える学校や地域をつくることである。

④ 病気以外の理由で欠席の続く生徒への対応「心をつなぐ1・2・3運動」

ア 欠席1日目は、家庭連絡。状況によっては受診を勧めることも必要である。

イ 欠席2日目は、家庭訪問。様子を聞き、心配している気持ちを伝える。

ウ 欠席3日目(断続欠席5日目)は、担任等が家庭訪問。本人確認するとともに、保護者とも最近の様子について情報共有を図る。断続欠席7日目からはチーム対応し、市教委との連携を図る。

エ いじめの有無に関わらず、病気以外の理由で連続3日または、1か月で断続5日の欠席があった生徒の実態把握と不登校早期対応カードによる市教委への報告を行い、情報の共有化をする。

※ 欠席が3日続いた場合は、担任一人だけで対応するのではなく学年部や教育相談担当、S C等で役割分担を決め、連携して対応する

【不登校早期対応カードによる報告】

担任→学年教育相談→学年主任→教育相談担当→管理職→市教育委員会

(7) いじめへの『早期対応』

管理職や生徒指導・学年主任等による「いじめ対策委員会（生徒指導部会）」、「学年部会」等、組織活動の活性化を図り、早期対応の機動性・実効性を高める「組織的な体制確立と対応」が大切である。

いじめを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで抱え込まず、校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会」を中核として、全校体制で速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の理解、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むことが大切である。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

いじめに係る情報が寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先し、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

各学校は、学校いじめ対策組織においていじめの情報共有の手順や共有すべき情報を明確に定めておく。情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、**被害生徒を徹底して守り通すことが大切である。**

① 第一通報者等から事実確認

通報者の思いに共感的理解を示しながら、関係者からの情報収集。

② 「いじめ速報カード」等による報告（報告・連絡・相談＋記録・確認）

ア 学年主任→生徒指導主任→管理職（校長、教頭）

イ 学校長は、いじめの認知した内容を市教育委員会に速やかに報告する

ウ 5W1H※の確認

※ When：いつ、Where：どこで、Who：誰が、What：何を、Why：なぜ How：どのように
エ 時系列での記録の蓄積 → 「いじめ速報カード」24時間以内に提出。

オ いじめの解消の報告 → 「いじめ続報カード」改善の見通しがたった段階と認知してから3ヶ月経過した段階に提出。

《いじめ速報カード》初期対応の確認・今後の方針決定 + 学校〈教委〉内での情報共有

③ 「いじめ対策委員会」の開催

ア 情報集約、情報の共有

イ 生徒や保護者への対応方法の検討・確認（被害生徒・加害生徒・観衆・傍観者等）

- ウ 状況に応じて、関係機関等との連携
- ④ 当事者・周囲からの聴取（調査）
 - 被害生徒や加害生徒、周囲の生徒から聴取
- ⑤ 職員会議の開催（状況に応じて）
 - 全教職員への周知と共通理解及び今後の対応策の検討と役割分担
- ⑥ 生徒、保護者への対応
 - ア 被害生徒への指導や支援共感的理解、ＳＣ等による心のケア、家庭訪問、緊急避難（相談室、欠席）
 - イ 加害生徒への指導や支援、謝罪、ＳＣ等による心のケア
 - ウ 学級（周囲の児童生徒）への指導や支援
 - エ 関係機関との連携
- ⑦ インターネット上のいじめへの対応
 - インターネット上のいじめは、発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性、非公開のＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）やコミュニケーションアプリの閉鎖性等の特性を踏まえて対応することが必要である。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
 - ア 初期対応
 - インターネット上の掲示板サイト、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷や他者の個人情報の流出、インターネット上のいじめ等については、基本的にはいじめの早期対応と同様である。いじめを受けた生徒からの申し出の内容を精査する過程で、実際に掲示板サイトやコミュニケーションアプリ上の書き込みなどを確認するとともに、本文等を印刷又は写真撮影するなどして記録しておくことが必要である。
 - イ 関係機関との連携
 - 必要に応じて地方法務局ややまぐち総合教育支援センター配置のネットアドバイザー、少年安全サポーター等に相談し、指導助言に基づいた対応を行う。学校と警察が連携した対応が必要と認められる悪質な事案等については、少年安全サポーターや所轄警察署、県警サイバー犯罪対策室とチームを編成し、問題の早期解決に努める。
 - ウ 被害拡大の防止
 - いじめを受けた生徒や保護者の意向を確認した上で、掲示板サイト管理者等への削除依頼をする。また、当該コミュニティサイトを利用している生徒への直接指導等、削除の徹底や確認等の具体的対応を行い、被害の拡大を最小限に抑える。

（８）いじめの防止等に向けた家庭（保護者）・地域との連携

「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」を共通理解する。

いじめの問題は、学校だけで解決しようとせず、家庭・地域と緊密に連携・協働して解決を図る姿勢が重要である。学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、日常の取組の情報発信を積極的に行うとともに、ＰＴＡや地域協育ネット、学校支援ボランティアなど、

地域の関係団体等と共に協議する機会を設け、学校基本方針の共通理解を図りながら、情報交換や協力の要請を行う。

学校だよりや学年・学級通信、PTAだよりや学校ウェブサイト、学校評価結果等の公表や学級・学年懇談会、PTA総会における協議学校支援ボランティアや民生委員・児童委員等との交流等、学校の相談窓口を家庭や地域に対して周知するとともに、寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、迅速に誠意ある対応を行う。

① 家庭（保護者）との連携

日頃から、学校基本方針に基づくいじめの問題に対する学校の姿勢や取組を、機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識や、協働した取組への理解を求める。また、認知したいじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携を図り、心の痛みを共有しながら取組を進めていくことが必要であることから、その基盤となる日頃からの信頼関係づくりに努める。

さらに、学校評価等を活用し、保護者からの意見を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。定期的な学校だよりの発行や学校ウェブサイトの工夫改善、定期的な更新や電子メール等を活用した情報発信に努め、学校に対して理解と信頼が深まる取組を行う。

実際にいじめが認知された場合は、いじめられている生徒の保護者やいじめている生徒の保護者に対して、事実に基づいた誠実な対応を行う。

② いじめられている生徒の保護者への対応

ア 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめられている生徒の人権を護り、いじめられている生徒に対して、毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。

イ 保護者の不満や怒りを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめの問題解決に対する学校の指導について信頼と協力を得る。

ウ 速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。

エ 教職員が保護者と一緒に考え、生徒のためにいじめを解決していく姿勢を示す。

オ いじめられている生徒の保護者の心情を共感的に理解した上で対応する。

カ いじめの全容の解明に努め、時間はかかっても、より正確な事実の確認に基づいた保護者への説明を行う。

キ 個人情報が出漏れないよう徹底した情報管理を行う。

ク いじめられている生徒が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し、適切に対応する。

ケ 保護者によっては、事態を軽視する場合や、かえってわが子を叱責する場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心掛ける。

コ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図る。

サ 必要に応じて、やまぐち総合教育支援センター内の子どもと親のサポートセンター等の相談機関を紹介する。

シ 積極的にSCやSSW等と連携する。

③ いじめている生徒の保護者への対応

ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識の下、いじめられている生徒の立場に立って真摯に取り組んでいることの理解を得る。

イ 積極的にＳＣやＳＳＷ等と連携する。特に、いじめている生徒・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合等、人権擁護委員、少年安全サポーター等とも連携する。

ウ 正確な事実を確認し、憶測は避ける。

エ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。

オ いじめられている生徒・保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。

カ いじめている生徒が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめている立場は同じである」という理解を得る。

キ いじめの原因・背景を保護者と共に考える。

ク 苦慮している保護者の心情に寄り添い、生徒のよりよい成長のために協力を依頼する。

④ 臨時保護者会の開催

いじめ等に関する問題に関して、臨時に保護者会等を開催することになった場合、次の点に留意することが大切である。

ア 誤った情報や不正確な憶測が広がらないよう留意する。学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止するために開催する。

イ 開催に当たっては、いじめられている生徒や保護者の心情に寄り添い、可能な限り意向を尊重する。

ウ 不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。

エ 学校としての責任を明らかにし、非は非として誠意をもって謝罪する。

オ いじめている生徒・保護者の個人の責任を問う場にならないように配慮する。

カ 学校で行うことと家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。

キ 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。

ク プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。

(9) 地域や関係機関等との連携

生徒の実態等を地域にも知らせ、いじめの問題に対する関心を高めるとともに、地域と連携していじめ対策に取り組むことが大切である。

そのためには、地域の環境づくりが必要であり、ＰＴＡはもとより、学校運営協議会や地域協育ネット、青少年健全育成協議会等の関係団体や少年安全サポーターや所轄警察署等と、いじめについて協議する機会を設けるなど、いじめの問題の解決に向けた地域ぐるみでの取組が重要である。

また、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくとともに、地域との情報交換を密にし、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの構築も必要である。

さらに、学校は、生徒が子ども会や自治会などの既存の地域活動に積極的に参加できるように、関係機関との連携を密にし、生徒に対して十分な配慮を行う。

① 学校と地域との連携

ア P T Aや学校評議員等といじめの問題について協議する機会の設定、学校運営協議会や地域協育ネット等においていじめ防止の取組の推進など、開かれた学校づくりに努める。また、いじめの解決に当たっては、「いじめ対策委員会」に積極的な参画を得る。

イ いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、指導する。対応後は、情報提供者に必要な事項を報告する。

ウ 情報源については、秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者へ提供された情報についても、慎重な取扱いを依頼する。

エ 地域との連携に努めながらも、あくまでも学校としての主体性を保ちつつ、具体的にいじめへの対応を行う。

② 学校と関係機関との連携

ア いじめの早期解決のため、必要に応じて、「いじめ対策委員会」に関係機関や外部専門家等の積極的な参画を得る。

やまぐち総合教育支援センター、所轄警察署、児童相談所、地方法務局、弁護士、 医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等

イ いじめが犯罪行為である疑いがある場合は、教育的配慮の下、所轄警察署と連携して対応することが必要である。明らかに犯罪行為である場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」(平成16年4月施行)による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」(平成22年11月策定)に基づき、連携を図り、支援を得る。

(10) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為がなくなっていること。

なくなっている状態が、相当期間(3か月を目安)継続していること

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。(面談等により確認する)

上記の二つの要件がともに満たされない場合は、解消とならない。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任がある。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を維持するため、支援内容や情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎず、上記の二つの要件が満たされている場合であっても、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめの解消については、上記のことに加え、必要に応じ他の事情も勘案して判断する必要がある。

3 重大事態への対応

【重大事態とは】

- ◆ いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)
 - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは
 - ・ 児童生徒が自殺を企図とした場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ◆ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)
 - ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは
年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合等は、学校または市教委が該当の可否を判断する。
- ◆ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
 - ※ その時点で学校が「重大事態とはいえない」と考えていても、重大事態として対応する。

(1) 重大事態の報告

重大事態と判断したときには、直ちに市教育委員会に報告する。

- ① 重大事態と判断した場合は、直ちに市教育委員会を通じて市長に報告する。
- ② 調査主体が学校の場合、市教育委員会が派遣したいじめ対策学校アシストチームと協力して調査を行う。
- ③ 調査主体が市教育委員会の場合、教育活動に支障が生じる恐れがある場合を除き、全面的に協力する。
- ④ 重大事態に至る要因となった事実関係を明確にするための調査を実施する。
「いつ、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか」、「いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったのか」、「学校・教職員がどのように対応したのか」などを明確に説明する。
- ⑤ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑥ いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する。
調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報提供する。

(2) いじめられている生徒への対応

重大事態の対応については、事実としっかり向き合い、公平性・中立性の確保と個人へのプライバシーへの配慮を重視しつつ、迅速、的確かつ組織的な対応を行う。

いじめ解決に向けての様々な取組を進めていく中で、いじめられている生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、緊急避難としての欠席や就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討し、当該生徒をいじめから守り通す。

(3) いじめている生徒への対応

いじめられている生徒を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、個別学習や出席停止措置の活用等、毅然とした厳しい対応を行う。

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

4 その他重要事項

(1) 生徒の自殺予防に係る取組について

近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるものの、自殺した生徒数は高止まりの状況にある。自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて急増する傾向がある。これらの時期にかけて、学校として、生徒の自殺予防について組織体制を整え、下記に掲げる取組を強化することは、生徒の尊い命を救うことにつながる。学校として、保護者や地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施する。

(2) 自殺予防に係る具体的な取組

毎年、学校の長期休業明けにかけ生徒の自殺が急増する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、これらの期間において集中的に実施する。

① 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みを抱える生徒の早期発見に努めること。学校が把握した、悩みを抱える生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該生徒の心身の状況や変化について注意し、生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。また、生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるよう「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。

② 保護者に対する家庭における見守りの依頼

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における生徒の見守りについて依頼すること。保護者が把握した生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、「24時間子供SOSダイヤル」をはじめとする電話相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。

なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に依頼するこ

とが考えられること。

③ 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、保護者や地域住民、関係機関等と連携の上、学校内外における生徒への見守り活動を強化すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効である。例えば、鉄道による自殺を防ぐために、在籍する生徒の多くが利用する駅及び踏切における見守り活動を、駅又は鉄道会社と連携して長期休業明けの前後に集中的に実施することが考えられること。

なお、教職員等の学校関係者が駅等における見守りを実施する際は、見守り活動の時期、方法等について、各学校から駅又は鉄道会社に対して事前に協力を依頼し、駅又は鉄道会社から指示を踏まえた上で計画的に実施すること。

④ ネットパトロールの強化

生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している生徒を発見する端緒の一つである。このため、都道府県教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明け前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなど、ネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察へ連絡・相談するなど当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

(3) 自殺予防教育の必要性

子どもは、心の危機に陥り自殺の危険が高まったときに、親や教師ではなく、同世代の友人に気持ちを打ち明ける例が多い。しかし、自殺願望を打ち明けられた子どもも、どのように対応したらよいか分からず、最終的な悲劇が起きる可能性も高い。一方、子どもに対して自殺を話題にすることで「寝た子を起こす」という懸念を耳にするが、子どもは既に様々なところで多くの情報を手に入れており、その情報の多くは誤っている。

このようなことから、自殺の危険とその対応について、正しい知識を子どもに与える必要がある。この世代の心の健康な発達には、現時点での自殺予防にとどまらず生涯にわたる心の健康の基礎づくりとしても重要である。

① 子どもを対象とした自殺予防教育を実施する上での前提条件

学校で児童生徒を対象とした自殺予防教育を実施する以上、予想外の有害事象が起きる可能性も十分に検討し、以下のとおり適切な前提条件を整えた上で、効果的かつ安全な教育を進める必要がある。

ア 実施前の関係者間での合意形成

子どもを直接対象とする自殺予防教育の必要性について、教師や保護者、地域の関係機関等の関係者が十分に話し合い、その内容を理解して、合意に達しておかなければならない。

- ・ 学校における合意形成
- ・ 保護者との合意形成
- ・ 地域の関係機関との合意形成

イ 適切な教育内容

自殺の実態を中立的な立場で示し、データそのものが事態の深刻さを語るように伝えていく。一生の間に、様々な問題を抱えることは誰にでも起こることであり、早い段階で気づき適切な対策を採ることで、自殺は予防可能であるという理解を促す。

＜自殺予防教育プログラムの目標＞

- ・ 早期の問題認識（心の健康）
- ・ 援助希求的態度の育成

＜自殺予防教育の内容例＞

- ・ 自殺の深刻な実態を知る
- ・ 心の危機のサインを理解する
- ・ 心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ
- ・ 地域の援助機関を知る等

ウ ハイリスクの生徒のフォローアップ

プログラム実施前後のアンケートなどによりハイリスクの子どもを把握し、必要に応じて専門機関へ紹介するなど適切に支援する。

（４）教師が知っておきたい子どもの自殺予防

① 子どもの自殺の実態

子どもの自殺は、一般的に考えられているよりもはるかに深刻である。中学校・高校の教師の５人に１人は生徒の自殺に、３人に１人は自殺未遂に遭遇したことがあるという調査結果もある。

② 自殺に追い詰められる子どもの心理（自殺の危険を示すサイン）

- ア ひどい孤立感
- イ 無価値感
- ウ 強い怒り
- エ 苦しみが永遠に続くという思いこみ
- オ 心理的視野狭窄

③ 危険性に気付く

次のような特徴を数多く認める子どもには、潜在的に自殺の危険性が高い。

- ア 自殺未遂
- イ 心の病
- ウ 安心感のもてない家庭環境
- エ 独特の性格傾向（極端な完全主義、二者択一的思考、衝動性 等）
- オ 喪失体験（離別、死別、失恋、病気、怪我、急激な学力低下、予想外の失敗等）
- カ 孤立感（とくに友だちとのあつれき、いじめ など）
- キ 安全や健康を守れない傾向：（最近、事故や怪我を繰り返す）

④ 自殺直前のサイン

前項の特徴を数多く認める子どもに、普段と違った顕著な行動の変化が現れた場合には、自殺直前のサインとして注意を払う必要がある。

◆その他のサイン例

- ア 自分より年下の子どもや動物を虐待する
- イ 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる
- ウ 過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする
- エ 自殺にとらわれ、自殺についての文章を書いたり絵を描いたりする
- オ 投げやりな態度が目立つ等

⑤ 対応の原則

信頼感のない人間関係では、子どもは心のSOSを出せない。子どもの中に、「あの先生なら助けてくれる」という思いがあるからこそ救いを求める叫びを発しているのである。

自殺の危険が高まった子どもへの対応においては、次のようなTALKの原則が求められる。

《TALKの原則》

- ・ Tell : 言葉に出して心配していることを伝える
- ・ Ask : 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる
- ・ Listen : 絶望的な気持ちを傾聴する
- ・ Keep safe : 安全を確保する

⑥ 対応の留意点

ア ひとりで抱え込まない

自殺の危険の高い子どもを、ひとりで抱え込まないことが大切である。チームによる対応は、多くの目で子どもを見守ることで生徒に対する理解を深め、共通理解を得ることで教師自身の不安感の軽減にもつながる。

イ 急に子どもとの関係を切らない

自殺の危険の高い子どもに親身に関わっていると、しがみつくように依存してくることも少なくない。常に関わっていたのに、疲れてしまって急に関係を切ってしまうといった態度は、子どもを不安にさせてしまう。子どもとの間には継続的な信頼関係を築くことが大切である。

ウ 「秘密にしてほしい」という子どもへの対応

子どもが「他の人には言わないで」などと訴えてくると、一人だけで見守っていくというような対応に陥りがちである。自殺の危険は一人で抱えるには重過ぎる。子どもの辛い気持ちを尊重しながら、保護者にどう伝えるかを含めて、他の教師ともぜひ相談して対応することが大切である。

エ 手首自傷（リストカット）への対応

自傷行為は、将来起こるかもしれない自殺の危険を示すサインである。真剣に対応して、関係機関につなげることが大切である。子どもは、はじめは抵抗を示すかもしれないが、本人の苦しい気持ちを認めるような姿勢で関わっていく必要がある。

⑦ まとめ

子どもが自殺という行為に及ぶ前には、救いを求める必死の叫びをあげていることがほとんどである。そのサインを的確にとらえ、自殺の危険を察知した時には、正面から向きあって真剣に関わっていくことが大切である。

自殺は一つの原因から生じるのではなく、さまざまな複雑な問題が重なって起きている。誰かが一人だけで、自殺の危険の高い子どもを支えることはできない。きめ細かな対応を進めていくには、学校におけるさまざまな役割を担った教職員の間で十分な連携を図ることが大切である。

また、学校や家庭、他の関係機関や地域の人々がそれぞれの立場で協力して、子どもが危機を乗り越えることを支援する必要がある。それぞれの能力と限界を見きわめながら、子どもを守るという視点を忘れず、協力体制を築くことが大切である。

5 本方針の改定等

国や県、市の、「基本方針」の見直しがあった場合、あるいは、本校のいじめ対策委員会が見直しの必要があると認めるときには、より実効性のあるものに、改定していくこととする。